

「消費者行政推進基本計画」の概要と消費者行政の進捗状況

「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)の概要	消費者行政の進捗状況
<p>1. はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点 ・新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要 ・新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠 	
<p>2. 新組織が満たすべき6原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、新組織を創設 ・新たな消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化 ・新組織は、以下の6原則を満たすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策の計画的な推進を図るため、新たな「消費者基本計画」を策定(平成 22 年 3 月閣議決定) 毎年度、検証・評価・監視の結果及び計画の見直しについて閣議決定を行うこととした <p>⇒「新組織が満たすべき6原則」は、以下の通り具体化</p>
<p>① <u>消費者にとって便利で分かりやすい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者サイドから<u>消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴</u> ・<u>強力な権限と責任、情報収集と発信の一元化を実現</u> ・<u>一元的窓口を実現</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>消費者庁が消費者行政の司令塔として、消費者委員会が消費者行政に対する監視機能を発揮する組織として、平成 21 年 9 月 1 日に発足</u> ・<u>情報収集と発信の一元化として、以下の事項を実施</u> <ul style="list-style-type: none"> －<u>消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約</u> <ul style="list-style-type: none"> ※①～③の [] の数字は平成 23 年 4 月 1 日～9 月 30 日の件数。() 内の数字は前年同期の件数。 ①消費者安全法に基づき通知された消費者事故等 [7,980 件通知 (9,007 件)] ②全国の消費生活センターに寄せられた消費者からの相談情報 [449,548 件 (443,418 件)] ※平成 24 年 2 月 15 日までの PIO-NET 登録分 ③消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告 [452 件通知 (560 件)] ④事故情報データベースの登録情報 [41,161 件] ※平成 23 年 9 月 30 日時点の累積件数 ⑤医療機関ネットワークの登録情報 [2,766 件] ※平成 23 年度上半期に収集された件数 －<u>消費者安全法等に基づく措置</u> <ul style="list-style-type: none"> ※①～③の [] の数字は平成 23 年 4 月 1 日～9 月 30 日の件数。() 内の数字は前年同期の件数。 ①<u>関係行政機関等への資料提供要求</u> [42 件 (2 件)] ※消費者安全法 14 条 1 項に基づくもの。公表されていないものを除く ②<u>消費者への注意喚起</u> [2 件 (0 件)] ※消費者安全法 15 条 1 項に基づくもの ③消費者安全法又は消費生活用製品安全法に基づく情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法にて通知された重大事故等の公表 [620 件 (270 件)] ・消費生活用製品安全法にて報告された重大製品事故の公表 [526 件 (584 件)] ・注意喚起 [4 件 (3 件)] ・<u>全国共通の電話番号として、消費者ホットライン(電話番号 0570-064-370)を平成 22 年 1 月 12 日から全国で実施(平成 22 年度 232,475 件)</u>

(注)「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)を踏まえて、政府から提出された消費者庁関連 3 法案の審議過程で、国会における法案修正が行われ、消費者行政全般に対して監視機能を有する独立した第三者機関である消費者委員会が設置されることとなった。

「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)の概要

消費者行政の進捗状況

②消費者・生活者がメリットを十分実感できる

- ・「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管
- ・一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔
- ・消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与

- ・すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定

- ・父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討

③迅速な対応

- ・相談や法執行等に迅速な対応

- ・緊急時には、緊急対策本部を設置し、勧告等

- ・消費者庁は「取引」「安全」「表示」などに関わる32の法律を所管し、注意喚起から法執行まで幅広く実施
- ・全国共通の電話番号として、消費者ホットライン(電話番号0570-064-370)を平成22年1月12日から全国で実施(平成22年度232,475件)
- ・関係機関から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を実施(詳細は「2①」)
- ・警察庁、金融庁、経済産業省等の関係機関と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置

- ・消費者安全法を改正し、すき間事案への対応等を規定する予定(今次通常国会に法案提出済)
 - －消費者の財産に対する重大な被害に係るすき間事案への行政措置
 - －生命・身体分野の消費者事故等の調査体制の確立(消費者庁に消費者安全調査委員会を設置)
- ・消費者被害の実態に鑑み、貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する対応として、特定商取引法の改正準備中(今次24年通常国会に法案提出予定)
- ・食品表示の一元化に向けた検討(平成24年度中の法案提出を目指す)
- ・集団的消費者被害回復に係る新たな訴訟制度について、今次通常国会への法案提出を目指して検討中
- ・「行政による経済的不利益賦課制度」「財産の隠匿・散逸防止策」については、現在検討中

- ・地方自治体が消費生活センターの新設等により、消費者からの相談に対応
(センター数は平成21年501カ所、平成22年618カ所、平成23年665カ所) ※いずれも4月1日の数値
- ・全国共通の電話番号として、消費者ホットライン(電話番号0570-064-370)を平成22年1月12日から全国で実施(平成22年度232,475件)
- ・国民生活センターによる消費者ホットラインを活用した地方支援
 - －平日バックアップ相談(平成23年6月から実施。458件(平成23年12月末日時点))
(平日、消費生活センターに繋がらない相談に対応)
 - －土日祝日相談(平成22年1月から実施。9028件(平成22年度実績))
(土日祝日に相談窓口のない地域の相談に対応)

消費者庁の法執行の対応状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定商取引法(処分件数)	40件	37件	48件	53件
景品表示法(処分件数)	56件	52件	12件	20件
JAS法(疑義情報の処理件数)	84件	119件	88件	156件

※平成21年9月1日以降は消費者庁における対応件数

- ・緊急事態に対応するため、緊急対策本部(閣僚級)や消費者安全情報総括官会議を設置(これまで3回実施)

「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)の概要	消費者行政の進捗状況
<p>④専門性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、公正取引委員会、経済産業省、農林水産省等の各省庁からの出向者のほか、<u>地方自治体、国民生活センター、民間企業からの出向者がおり、各省庁や民間に蓄積された専門性を活用</u> ・相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する政策調査員等を採用(63名、平成24年2月1日現在)
<p>⑤透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>有識者から成る機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁設立と同時に、内閣府に消費者委員会を設置 ・<u>消費者委員会において、以下の事項を実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ①重要事項について建議(7件) ②内閣総理大臣、関係各大臣等の諮問に応じた調査審議(24件) ③その他の提言・意見等(22件) ・<u>消費者庁において、具体的な事案に応じて各種の研究会等を開催し、消費者の立場に立った政策を推進</u>
<p>⑥効率性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織</u> ・<u>関係機関への事務の委任や地方への権限移譲</u> ・<u>新組織が所掌する事務の地方における円滑かつ確実な遂行に配慮</u> ・<u>行政組織の肥大化を招かぬよう、機構・定員及び予算を振り替え</u> ・<u>実績評価方式により、定期的に政策を評価・見直し</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁、消費者委員会が所掌する事務を掌理する<u>特命担当大臣を必置することを規定</u>(内閣府設置法11条の2) ・<u>都道府県や地方支分部局において、景品表示法、特定商取引法、JAS法等に基づき法執行</u>(詳細は「2③」) ・消費者庁発足時に、<u>各府省から業務・定員を移管</u> ・「消費者庁政策評価基本計画」に基づき、年度ごとに「消費者庁政策評価実施計画」を定め、<u>政策評価を実施</u>
<p>3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置</p>	
<p>(1) 一元的な相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の消費生活センター等を高齢者を含めすべての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築 (共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等) <p>⇒ 地方の消費生活センターを法的に位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が消費生活センターの新設等により、消費者からの相談に対応 ・全国共通の電話番号として、消費者ホットライン(電話番号0570-064-370)を平成22年1月12日から全国で実施 ・国民生活センターが、平日バックアップ相談、土日祝日相談を実施 (以上、詳細は「2③」) ・<u>消費者安全法において、消費生活センターを位置付け(都道府県は必置、市町村は努力)</u>

「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)の概要	消費者行政の進捗状況
<p>(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要 ・全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置付けることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める <p>・PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政を活性化するため、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①地方消費者行政活性化基金の造成(平成21～24年度、233億円) ※消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の地方の取組を支援 ②食の安全・安心のための取組、地域の多様な民間団体の活動支援、震災復興対応のため、基金を積み増し(平成24年度予算案8億円) ③国民生活センターを活用した地方支援事業の実施 ※消費生活相談専門家による巡回訪問(平成22年度4,798件)、消費生活相談員養成講座の拡充など ④地方公共団体の自主財源確保のため、消費者行政に係る地方交付税措置(基準財政需要)を大幅に拡充(平成20年度:90億円 → 平成23年度:225億円) ※相談員の報酬は、約150万円から約300万円に(平成21年度) ・PIO-NETをシステム刷新し、平成22年3月より運用開始(その後も、ユーザからの要望を反映し随時改修) ・地方交付税措置を拡充し、消費者行政に係る地方交付税措置(基準財政需要)を大幅に増額
4. 消費者庁(仮称)の設置とその機能	
<p>(1) 消費者庁の設置と組織法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の外局として「消費者庁(仮称)」を設置。消費者行政担当大臣を置くことを明記 ・強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与 ・各府省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の外局として、「消費者庁」を設置(消費者庁及び消費者委員会設置法2条) ・消費者庁、消費者委員会が所掌する事務を掌理する特命担当大臣を必置することを規定(内閣府設置法11条の2) ・消費者庁の所掌事務に、調整権限や企画立案機能を規定 ・生命・身体に関する重大事故等の場合、事業者に対して必要な措置をとるよう勧告 ・関係機関から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を実施(詳細は「2①」) ・消費者安全法を改正し、すき間事案への対応等を規定する予定(今次通常国会に法案提出済)(詳細は2②) ・消費者被害の実態に鑑み、貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する対応として、特定商取引法の改正準備中(今次通常国会に法案提出予定) ・食品表示の一元化に向けた検討(平成24年度中の法案提出を目指す) ・集団的消費者被害回復に係る新たな訴訟制度について、今次通常国会への法案提出を目指して検討中 ・「行政による経済的不利益賦課制度」「財産の隠匿・散逸防止策」については、現在検討中
<p>(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を実施(詳細は「2①」) ・消費者安全法を改正し、生命・身体分野の消費者事故等の調査体制を確立(今次通常国会に法案提出) ・事故情報については「事故情報データベース」を平成22年4月1日から運用(平成23年9月30日)

「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)の概要	消費者行政の進捗状況
<p>⇒上記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す</p>	<p>時点の累積件数は41,161件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁、金融庁、経済産業省等の関係機関と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置
<p>(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む <ul style="list-style-type: none"> ①消費生活センター等に一元的窓口を設置し(法的に位置づけ)、相談情報を消費者庁に集約 ②すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者安全法を制定(平成21年9月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> 消費者安全法において、消費生活センターを位置付け(都道府県は必置、市町村は努力) 関係機関から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を実施(詳細は「2①」)
<p>(4) 個別作用法の所管</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管(一部移管を含む)・共管 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む <p>(i) 「表示」に関する法律</p> <p>⇒消費者の商品選択の機会の確保にとっての表示の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、各省庁から提案も可能。法執行の一部を各省庁に委任</p> <p>(ii) 「取引」に関する法律</p> <p>⇒行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等</p> <p>(iii) 「安全」に関する法律</p> <p>⇒重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、消費生活用製品から他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の幅広い法律について、引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁は「表示」「取引」「安全」などに関わる32の法律を所管 <ul style="list-style-type: none"> 「表示」に関して、景品表示法、JAS法、食品衛生法等を所管 (JAS法、食品衛生法等において、各省庁が消費者庁に表示の基準となるべき事項の策定要請をすることも可能。景品表示法等で法執行の一部の権限を委任) 「取引」に関して、行為規制中心の法として、特定商取引法、特定電子メール法、預託法を所管 (消費者庁は、企画立案については、各省庁と共管。処分については、自ら行う。) 「業法」として、貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法を所管 (消費者庁は、企画立案は各省庁と共管。処分については、事前に協議を受け、必要な意見を述べる) 「安全」に関して、消費生活用製品安全法、食品安全基本法、消費者安全法等を所管 (安全基準の策定は、各省の専門性を活用し、消費者庁が協議を受ける) その他、個人情報保護法、公益通報者保護法等を所管 食品表示の一元化に向けた検討(平成24年度中の法案提出を目指す) 作用法に関する消費者庁の関与の在り方について引き続き検討
<p>5. 消費者庁の体制の在り方</p>	
<p>(1) 内部組織の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査・執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁に、消費者問題の解決に向けて、消費者行政に関する企画調整機能を果たす部門、消費者庁所管法令の執行に関する事務を行う部門等を設置
<p>(2) 消費者政策委員会(仮称)の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 有識者から成る消費者政策委員会を設置し、消費者の声を反映 委員会は、消費者政策の企画立案、重要な行政処分等に係る諮問答申、意見具申等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に、独立して職権を行う「消費者委員会」を設置 消費者委員会において、重要事項について建議等を実施(詳細は「2⑤」)
<p>(3) 消費者庁の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うにふさわしい規模 法律の移管等に伴い、機構、定員、予算を各府省庁から移し替え 	<ul style="list-style-type: none"> 予算：平成21年度 89.2億円、平成22年度 89.5億円、平成23年度 90.4億円 (平成24年度案 93.4億円) 機構定員：平成21年度 202名、平成22年度 217名、平成23年度 270名 (平成24年度案 279名)

「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)の概要	消費者行政の進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する非常勤職員を確保 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこに設置するかについては引き続き検討 ・リスク評価の科学的客観性は担保。リスクコミュニケーション等に関し、消費者行政との連携強化 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する政策調査員等を採用(63名、平成24年2月1日現在) ・食品安全委員会は、引き続き内閣府に設置 ・食品安全基本法の改正により、消費者庁は、食品安全の総合的方針である「基本的事項」の改定やリスクコミュニケーションの総合調整を担当
6. 消費者庁創設に向けたスケジュール	
<ul style="list-style-type: none"> ・来年度から消費者庁を発足 ・設置法、新法、各個別作用法の改正法案をできるだけ臨時国会に提出。次期通常国会以降も順次提出 ・内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施 ・消費者庁の立ち上げを円滑に進めるため、内閣官房に分野ごとのチームを編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年9月1日に、消費者庁、消費者委員会が発足 ・同日に消費者安全法、各個別作用法の改正法を施行